

令和3年度千葉県教育委員会免許法認定講習 受講者の皆様へ

1 講義日程

	第1日	第2日
受付・開場	8:40～	受付・開場 8:40～
オリエンテーション	9:00～ 9:20	
講義1	9:20～ 10:50	講義1 9:20～ 10:50
講義2	11:00～ 12:30	講義2 11:00～ 12:30
昼食・休憩	12:30～ 13:30	昼食・休憩 12:30～ 13:30
講義3	13:30～ 15:00	講義3 13:30～ 15:00
講義4	15:10～ 16:40	講義4 15:10～ 16:40

2 会場

「免許法認定講習会場案内図（千葉大学案内図）」参照

3 受講上の注意

- (2) 2日間（3日間）の講義のうち、1／5以上欠席すると、単位修得資格を失いますので、注意してください。また、受講番号は、必ず控えておいてください。
- (3) 出席確認は、朝の受付時及び講義中の出席票にて行います。出席票の提出確認等ができない場合は、欠席となりますので、当日の回収時に必ずご提出ください。出席票は当日配付いたします。
- (4) 会場には受講者用の駐車場はありませんので、自家用車での乗り入れは禁止します。
※特別な事情により、自家用車の利用を希望する場合は、下記【問い合わせ先】まで所属校を通して事前に連絡してください。
- (5) 講義開始や終了・昼食及び休憩時間につきましては、講師の指示を厳守してください。また、研修にふさわしい服装で受講してください。
- (6) 各会場は禁煙です。
- (7) ごみは必ず持ち帰り、講義終了後は各自で机・椅子の整頓等をしてください。
- (8) 原則、受講中の飲食や携帯電話の使用は厳禁です。受講中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。
- (9) 講義のスライド等の無断での撮影は、決して行わないでください。
- (10) 天候不良、事故、公共交通機関の影響及び新型コロナウイルス感染拡大防止等のやむを得ない事由のため、中止等になる場合はホームページ上でお知らせします。

4 新型コロナウイルス感染拡大防止について

- (1) 下記に該当する方は、他者へ感染させるリスクが高いことから、受講できませんので、事前に必ずご確認ください。

- 新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方。
- 医療機関、保健所等から「濃厚接触者」として健康観察や外出自粛を要請されている方。
- 医療機関、保健所等から、PCR検査が必要と判断され、受講前日までに検査結果が出ていない方。
- 受講当日以前の14日間に海外への渡航歴のある方（14日間の自宅待機等が必要な方）。

- (2) 当日も含めて、6日前から毎日検温及び体調などを確認し、自己健康診断票に記入してください。
- (3) 自己健康診断票は、第1日目の受付時にご提出ください。第2日目の受講日が連続

していない場合（翌日でない場合）は、同様に、6日前から記入していただき、第2日目の受付時にもご提出ください。

- (4) 受講当日には、受付でも検温を行います。当日に、37.5℃以上体温がある場合及び自己健康診断票の体調確認欄の症状に「○」がある場合は受講できません。
- (5) また、自己健康診断票の前日までの6日間で、37.5℃以上の発熱や体調確認欄の症状が、3日間連続してある場合も受講できません。
- (6) 「家族の発熱等あり」に「○」がある場合は、前日までの様子により受講可否を判断します。
- (7) 受講当日は、各会場の敷地内及び会場内は、全てマスク着用になります。
- (8) 受付時に、アルコール消毒液にて手指消毒を行っていただきます。アレルギーがある方は受付時にお申し出ください。
- (9) 会場内は、室内空調の調整はできません。また、窓を開口しての常時換気をいたします。服装などの調整は、各自でのご対応をお願いいたします。
- (10) 講義終了後には、机及び椅子等の消毒を行います。

5 欠席又は辞退について

- (1) 受講日以前に、辞退（欠席）を含め、特別な事態が生じた場合には、次のように連絡、問合せをしてください。なお、講習を中止した場合には、単位認定ができない場合があります。

【県立及び国立大学附属学校の場合】

各学校（管理職）→県教育庁教職員課免許班

【市町村立学校（千葉市を除く）の場合】

各学校（管理職）→市町村教育委員会→各教育事務所→県教育庁教職員課免許班

【千葉市立学校の場合】

各学校（管理職）→千葉市教育委員会→県教育庁教職員課免許班

また、やむを得ず受講を取り消したり欠席したりする場合は、「令和3年度千葉県教育委員会免許法認定講習に係る辞退（欠席）届」を県教育庁教職員課長宛に提出してください。

- (2) 急なやむを得ない欠席や辞退などが生じた場合は、事前に必ず県教育庁教職員課免許班（043-223-4046）へ一報を入れ、後日、「辞退（欠席）届」を提出してください。

6 テキスト、準備物及び事前課題について

- (1) 講義で使用するテキスト及び準備物などについては、必ず「講座及び使用テキスト等一覧」をご参照いただき、受講当日までに各自でご準備してください。事前購入が必要な物は、各自で早めに購入するようにしてください。
- (2) 事前課題がある講座については、提出方法等を確認し、提出期限までの提出、受講日当日の持参等について、必ず事前のご対応をお願いします。

7 評価方法等について

- (1) 講義内における試験または後日のレポート提出など、受講日当日に、講師の指示に従ってください。後日、レポート提出が必要な場合は、期日までに必着にて県教育庁教職員課免許班までご提出ください。
- (2) 試験・レポート等における不正行為は、単位不認定となりますので、決して行わないようにしてください。
- (3) テキスト等未購入、無断早退、出席票の不正提出等も、単位不認定となる場合がありますので、ご留意ください。

【問い合わせ先】

千葉県教育庁教育振興部教職員課免許班

TEL：043-223-4046

FAX：043-201-1766